

今後のICT分野における国民の権利保障等の
在り方を考えるフォーラム（第1回会合）

1. 日 時：平成21年12月16日（水）17：30～19：00

2. 場 所：総務省第1特別会議室

3. 出席者：

（1）構成員（座長・座長代理を除き五十音順、敬称略）

濱田 純一（座長）、長谷部 恭男（座長代理）、上杉 隆、宇賀 克也、音 好宏、
木原 くみこ、楠 茂樹、黒岩 祐治、郷原 信郎、五代 利矢子、児玉 平生、
重延 浩、宍戸 常寿、中村 伊知哉、根岸 哲、服部 孝章、羽石 保、浜井 浩一、
深尾 昌峰、堀 義貴、丸山 淳一

（2）オブザーバ（五十音順、敬称略）

小野寺 正、金田 新（代理出席）、河合 久光、孫 正義、広瀬 道貞、三浦 惺

（3）総務省

原口総務大臣、内藤総務副大臣、長谷川総務大臣政務官

4. 議 事

（1）総務大臣挨拶・趣旨説明

（2）意見交換

・フリーディスカッション

5. 議事録

【濱田座長】 それでは、定刻となりましたので、今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム第1回会合を開催させていただきます。

皆様には、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。本日、議事進行を務めさせていただきます座長の濱田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

この会合の様子は、インターネットにより中継をさせていただいておりますので、ご了承ください。

本日、後構成員と工藤構成員はご欠席と承っております。

日本放送協会の福地オブザーバの代理として、金田専務理事にご出席をいただいております。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。まず原口総務大臣より、ご挨拶及び本

フォーラムを発足させた趣旨等についてお話をいただければと思います。よろしくお願
いたします。

【原口総務大臣】 皆さん、こんにちは。総務大臣の原口一博です。

座長をはじめ委員の皆様には、大変お忙しい中、こうして足を運んでいただいて、この
フォーラム、これから大変大事なご議論に加わってくださること、心からお礼を申し上げ
たいと思います。

このフォーラムの趣旨でございますが、情報通信、あるいは放送という大事な国民のコ
ミュニケーションにおける権利を保障する、このことを一番の目的にしていきたいと考
えています。

3年前、読売新聞がなされた「検証・戦争責任」というフォーラムがございました。こ
のテーマは2つでした。何故3年8カ月、あの戦争を止めることができなかったのか、何
故あの戦争に突入したのかでございました。私たちは社会科の教科書で、軍部が独走して、
ジャーナリズム、民主主義が侵されて、多くの声がふさがれたということを知りました。
私も実際、国会の議事録の中に、一体いつがポイント・オブ・ノー・リターンなのか、
後に戻れないのはいつなのか、そういうことでこのフォーラムに参加させていただきました。

驚いたことに、昭和12年に、当時の日本政府は『国体の本義』という本を出していま
した。そこには、ナチス・ドイツの記述がございました。ナチス・ドイツについて非常に
危険であるという記述でございます。しかし、これが昭和12年でございますから、皆さ
んご案内のとおり、その数年後にはナチス・ドイツと我が国は結んで、そして亡国の戦争
に突入していくわけでございます。

何故これが起きたのか。国会の議事録で見ると、どこに統治の主体があるかわから
ない、多くのものが両論併記になっていて、国民には正しいことが伝わらず、そしてジャ
ーナリズムは一つの方向へ流れていく。気体、液体、固体——物体の三体というものがあ
ります。一人一人の絆が緩やかで、分子と分子の間が疎であれば、それは気体です。大き
なうちわを一方向にあおげば、全部そちらに引っ張られてしまう。これはとても危険なこ
とだと思えます。格差が拡大をし、そしてファシズムは、その格差における怨嗟、人々の
恨みの心、あるいは差別された悲しみをエネルギーにして、拡大をしていきます。

私が、今日、ここで皆さんに申し上げたいことはこのことでもあります。国民のコミュニ
ケーションにおける権利を保障することは、広くいうと民主主義の基礎、そして平和の基

礎をつくることだと思います。総務省は大きな官庁です。しかし、その大きな官庁の中で、今までの行政はどうだったのか。これもしっかりと見ていきたいと思っています。

今、ブログをお手元の画面に出させていただいておりますが、やはり民主主義の基本は言論の自由にある、市場の基本は一人一人が公正ということにあることだと思います。そういう意味でも、放送・報道の自由が絶対に侵害されてはならない。世界の歴史を見ても、時の政治権力は自らを正当化するために、放送や通信に介入する誘惑を断ち切れず、今まで多くの言論弾圧や抑圧がなされてきました。

世界に類を見ないものを皆さんと一緒につくってまいりたい、言論の砦をつくってまいりたい、民主主義の砦をつくってまいりたいと思います。

私が野党の筆頭理事をさせていただいていたときに、放送法の改正、あるいは電波法の改正という問題が沸き起こりました。大阪のあるテレビ局の事件を発端にしたものでした。最初に出てきた案文を見て、私は非常に危惧を感じました。たまたまそのときの政権与党の理事の人たち、あるいは委員長をはじめ与野党の議員に、まだそれを修正する力があつたので、放送法はあのくらいで済んだと思っています。しかし、誰が権力にあらうが、どんな政権にならうが、守られなければいけないものは言論、あるいは報道の自由、通信の秘密であります。このことを皆様に確認をさせていただきたいと思います。

私は、今日、アジェンダを少し出させていただいております。放送・報道の自由を守る砦が必要とされる、放送事業者による自主的な取組の現状と評価。私の大学の先生がBPOのトップをなさいました。BPOをつくるときも、多くの放送事業者に対する規制の議論の方が勝っていました。しかし、本当にそれでいいのかということで、BPOができました。業界の自主的規制機関であるBPOの現状と評価、行政による対応の現状と課題、諸外国の状況の国際比較、コンテンツを含む知的財産等に係る推進の在り方、こういったものもご議論をいただければと考えています。

心理学で、こういう実験があります。ここに7つのドットが出ております。お手元の画面をごらんください。一度に人が認識できるドットの数は、7プラスマイナス2と言われております。私がここで何を申し上げたいかというと、人間の本質に沿わない放送、あるいは人間の本質に沿わないもの、人間は7より超えたものは一度に認識できない。これは人間工学の中で少しずつわかりかけたものであります。

「消費者基本法」、「障害者基本法」という法律を立案させていただきました。今までの法律は消費者（障害者）保護法といいました。障がい者は保護の対象であり、保護をする

のは普遍的なパターナリズムに陥った大きな中央集権体制。私たちは、根本からパラダイムを変えさせていただきました。つまり、放送や通信における権利の主体、その権利とは一体何なのか。それを守るために、私たちは何をすればいいか。このことについて、しっかりと議論を深めて、そして言論の砦をさらに強固にさせていただきたいと思います。

この中には、各最前線で、そして日本をリードして、あるいは世界をリードして頑張っ
てこられた方々ばかりでございます。長くなりますので、これで最後にいたしますが、就
任後、すぐ世界各国を回りまして、例えばアメリカのFCCの委員長であるジョナカウス
キーさんと、4つのタスクフォースを立ち上げようという話をいたしました。知的な財産、
国民の権利、あるいは新たな放送と通信、融合という言葉を使うかどうかは別にして、新
たな時代における放送の在り方、規制の在り方等についてお話をしてきました。

私がここで目指したいと考えているのは、アメリカのFCCがモデルではございません。
むしろ世界に類例のない、まさに「自由の砦」ということで、ご議論をいただければと思
います。もちろん、私がこういうアジェンダを申し上げたからといって、これに拘束され
るものではありません。

一方で、今日、青山小学校を視察させていただいて、ICTですべての子供の教科書を
電子教科書にして、そして10年間で国民の生産性を3倍にしたいということで、来年度
予算を私たちは立ち上げていきます。新しい可能性を開くICTの未来、これを同時にご
議論いただければ幸いです。

結びになりますが、本当にこんなにもお忙しい時間、こんなにたくさんの素晴らしい皆
様に足を運んでいただいて、参加して下さること、心からお礼を申し上げて、冒頭の挨拶
に代えたいと思います。本当にありがとうございます。

【濱田座長】 どうもありがとうございました。

それでは、大変恐縮ですが、冒頭カメラ撮りをここまでとさせていただければと思
います。カメラ撮りの方はご退出いただきますようお願いいたします。

(カメラ退出)

【濱田座長】 それでは、続きまして、意見交換として構成員、それからオブザーバの
皆様方とのフリーディスカッションに移りたいと思います。先ほどの原口大臣からのご発
言も踏まえて、皆様で活発なご議論をしていただき、どうぞ伸び伸びとご意見をおっしゃ
っていただければと思います。

ご発言の方は、ネットでも中継されておりますので挙手のお願いと、第1回目の会合で

すので、冒頭に肩書とお名前をおっしゃっていただき、それからご発言をいただければと思います。

今日は、時間が19時までの予定で、たくさんの出席者の方においでいただいておりますので、1人のご発言時間、限られてまいるかと思えます。大変申し訳ありませんが、まだまだ発言の機会がございますので、今日は、権利保障の話がテーマですので、他の方の発言の権利保障も少しお考えいただいて、原則1分から2分程度でお話をいただければ大変ありがたく思います。

それでは、どうぞ、皆様ご自由に挙手をいただいて、ご発言をいただければと思います。お願いいたします。

【服部構成員】 立教大学の服部です。

この問題については原口大臣と、9月の末でしたか10月の初めに議論したことがあります。そのことは雑誌にも載っているわけですけれども、この放送政策、あるいは通信政策をリセットするというか、これまでの色々な在り方をどう見ていくのかという会合だと思っておりますが、この中で4点だけ問題点を簡単に指摘したいと思えます。

今、原口大臣に出していただいたアジェンダですが、そのアジェンダの中に通信政策、放送政策と、一方、産業振興政策みたいなことの2つが入っています。その辺をどう折り合いをつけていくのが第1点。

第2点目に、そういった大きな問題を取り上げて議論するには検討時間が、月何回やるかわかりませんが、1年間で本当にできるのかの問題。

3つ目に、2011年7月24日の完全デジタル化とどう関係するのかの問題です。原口大臣は、遅らせることなく完全に実施するとおっしゃっておりますが、そのことと、この在り方の検討の問題をどう捉えるのか。

4つ目に、ちょっと小さい問題ですが、デジタル化の問題に当たって、CATVの施設が、来年9月ぐらいにどんどんアナログ波を停波するので、契約を変えてくださいと言い始めています。これは各ケーブル事業者が言い始めているのですが、本当にそれでいいのか。つまり、国の方針として2011年7月24日に（停波すると）法律で決まりましたと何度も何度も広報しているのだけれども、来年秋の段階で周知徹底が本当に施されているのか。突然、アナログからデジタルへ変えてくださいと、もちろんめちゃくちゃ値段が上がるわけではないので、それほど経済的な負担ではないにしても、再来年の7月24日まで電波を送り出すということは、国がケーブル施設に対して補償するのか。お金を出す

か出さないかは別として、何かしなければいけないのか。

最近、日本のケーブルテレビ施設が浮足立って、早く変えてください、変えてくださいと言いつつ始めていることと、国民の権利保障という問題を考えた場合、最後の4つ目が一番わかりやすいのですが、全然保障されてないのではないかと。こういう4つの問題が、この検討の場でどういった形で議論されていくのか、すごく見守りたいところです。

【濱田座長】 ありがとうございます。

見守りたいということではなくて、是非何かをつくっていただければと思います。

【濱田座長】 今日は、次回以降どういう形で議論をしていくか、既にアジェンダを大臣の方から出していただいておりますので、これをさらに細かく煮詰めていくことがまずは大事かと思っております。今も大事なテーマを出していただいたので、議論をさせていただくというのですが、それで終わってしまいそうですので、まず、どんどん皆様方から意見を言っていただいて、アジェンダの中に組み込んでいきたいと思っております。

【根岸構成員】 甲南大学法科大学院の根岸と申します。

今もお話にありましたように、私もアジェンダ案を拝見させていただきまして、最初の部分と2番目の部分がどう関係しているのか、それこそ部会をつくって別にするのかという印象をちょっと受けました。このフォーラムでどういう形で検討するのか、もう少し議論が要るのではないかと思いました。

それから、ちょっと先走りますけれども、大臣は日本版FCCではないとおっしゃったわけですね。ご案内のとおりですけれども、FCCですと、放送や通信などに対する規制権限、政策の設定から規制権限を与えて、何か問題があると、そこで審判制度というか、審判手続を通じて争いを解決していく制度だと思っております。それではないということですので、日本でいえば公正取引委員会のようなものではなくて、政治というか、そういうものから独立した委員会のようなものをお考えのように伺いました。

これはモデルにならないかもしれませんが、日本で考えようとする、公正取引委員会のようなものでないとする、今、消費者庁に消費者委員会がございます。それは別に規制権限を持っているわけではないが、消費者庁、あるいは消費者行政の運営について、独立した立場からモニターし、検討するものと思っております。そのようなものかと、ちょっと私は頭に浮かびましたけれども、それはもちろんこれからの議論だと思っておりますが、皆とおっしゃったのはどういうものかについて、これから議論していきたいと思っております。

【郷原構成員】 名城大学の教授で弁護士の郷原です。

私は、放送行政の問題を考えるに当たっては、電波法と放送法という2つの法律による、非常に歪んだ法的な枠組みになっているという問題意識を持つ必要があると思います。電波法に基づいて、総務省は免許の付与の権限を持っているわけですが、そもそも限られたリソースとしての電波をどうやって有効に、しかも公平に、表現の自由を守りつつ、みんなに配分していくかの問題であって、それはシステムをどう分けるかの問題ですが、一方で、放送の自由を確保することを、社会的にプラスになる放送を確保することを目的としている放送法というのは内容の問題です。

放送内容の問題に関する放送法について、事業者の自主的な取組の枠組みが中心になっていて、総務省には直接の規制権限、免許をどうこうするという権限は与えられていなく、電波法で突然、放送法に違反すると免許を一時停止できるというような規定が設けられている。そういった歪んだ枠組みになっていることが、放送事業者の方がなかなかコンプライアンスを確立しにくい、放送を巡る不祥事が後を立たないという根本的な原因と言うべきではないかと思います。

そういう意味で、このような歪んだ法的な枠組みを解消する一つの方法として、新たな機関の創設が必要だということであれば、今、提案されていますFCCの創設のような選択肢も十分にあり得ると思っています。いずれにしても、こういった歪んだ法的な枠組みが、どういう弊害をもたらしているのかの問題意識を持つことが不可欠ではないかと思っています。

【上杉構成員】 ジャーナリストの上杉と申します。

基本的にジャーナリストの立場なので、余談にはなりますが、あらかじめ難しい立場ということをご理解いただき、謝金に関しては辞退させていただいていることを、インターネット中継も入っていることすし、事前にお話しさせていただきます。

私の認識では、このフォーラムは、戦後一貫して日本にはびこっていた権力と報道、いわば私の所属するジャーナリズムと公権力との不健全な関係を断ち切って、そして大臣のおっしゃるとおり、まさに言論の自由な砦をつくる、それを築き上げるための作業、フォーラムだと認識しています。それが国民への最大限の利益に供すると考えた場合、それ以外のことに関しては、議論にあまり積極的に参加するつもりはないことを、ちょっと傲慢ではありますが、予め申し上げさせていただきます。

そういうことでアジェンダ案を見ると、産業振興と先ほどもご指摘がありましたが、こ

の部分はどうも立場上も、私がこの政策について介入していくのは非常に厳しいので、前段の部分に関しての議論に対しては参加させていただきますが、産業振興云々という部分に関しては、ここに存在しながらも私の存在を消していただけるとありがたいと思います。

いずれにしろ、このフォーラム、今、郷原構成員もおっしゃいましたとおり、FCC構想、大臣は事前にアメリカ版ではないと言っておりますが、私としては、フォーラムはあらゆる可能性も話し合う場、事前にタブーを設けなくて、国民注視の中、インターネット中継もされているので、そのあたりを念頭に置きながら、是非、会合を進めていただきたいと、冒頭、希望を申し上げさせていただきます。失礼します。

【広瀬オブザーバ】 日本民間放送連盟の会長をしております広瀬でございます。

ただいま電波法と放送法にねじれがあるというご指摘がありました。今日の（参考）資料の10ページを開いてもらうとわかりますが、放送法の第3条は、放送番組は法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、また規律されることがないと明記しております。もちろん、この条項がきちんと守られるならば、一昨年みたいな放送法改正問題もそう簡単には起きなかつたろうという気がいたします。

簡単に申しますと、法律に定める権限に基づく行政指導等ならば受けなければなりません。放送法の中でいいます法律で定める条項というのは、例えば放送局は番組審議会をきちんとつくりなさい、放送制作上の基準をつくって、誰でも見られるようにしなさいなど5点ほどありまして、それ以外にはないわけです。

かつては、それは文字どおり守られてきてまして、当時の郵政省ないしは現在の総務省が、放送事業者に対して、ちょっとおいでと招いて、色々細かい質問して、警告を發し、云々ということはなかつたわけです。ある時期から、行政指導の根拠がえらく広く解釈されるようになり、番組の問題に突っ込んでの指導がなされるようになりました。これは、明らかに行政の間違い、あるいはこれを正さなかつた政治の姿勢に原因があるわけで、制度上の問題ではありません。

私は、こう思うのです。メディアは、基本的に表現の自由から活動が守られております。新聞はいいけれども、テレビはお行儀が悪いから監督するという話ではなく、憲法の規定で定められたものであって、何もこれは新聞社の都合のために、あるいはテレビ会社の都合のために自由が認められているわけではなくて、先ほどから大臣おっしゃるように、この国の民主主義を守るための規定です。そして、メディアのことですから、当然、行き過ぎが出てくる。決して故意でなくても、人の名誉を傷つけ、プライバシーを破り、あるい

は財産上の損害を与えることも出てきます。

これを仮に放送被害といいますならば、それをできるだけ減らしていくにはどうすればいいか。そして、不幸にしてそういうことが起きた場合には、どういうふうに償うか、名誉を回復するか、経済的な損失を償うか。そういうことに進んでいくのが当然であって、新聞でいえば記事の中身に規制をかける。放送でいうならば、番組の中身に規制をかけることは、まさに憲法が駄目といったことであります。

政権が代わりました。政権交代はあり得るものだと、3年とか5年、あるいは10年に1回はあるという政治状況になれば、おのずから政界が、あるいは政党が、政治家が総務省を動かして、放送番組の内容に物を言うケースはどんどん減ってくると思うのです。砦をつくることは大賛成ですが、現在機能し始めておりますBPOという放送事業者がつくった番組審査をする機関、これを定着させれば一番早道ではないか。FCCみたいなものをつくりますと大変お金もかかる、つくるまでに大変多くの時間もかかる。ともかくこの政権の間に、BPOを定着させていくことが大事ではないかと思います。郷原構成員などの批判にも十分耐え得るようなBPOにしていけば一番いいわけで、私たちはその可能性は十分あると考えています。そういう点で、BPOの現状はどうかという点について、私は十分皆さんの理解を得ていきたいと考えています。

以上です。

【中村構成員】 慶應義塾大学の中村伊知哉と申します。よろしくどうぞお願いをいたします。

日本は、他国に比べて政府による番組介入や、法律上の規制が緩くて、自主自律を旨としてきたというのが、メディア行政の一つの特徴をなしてきたと思います。今日の参考資料の22ページにも、それが表としてあらわれています。しかしながら、今、ご指摘あったような懸念があるとすれば、それは放送法の規律や、NHKのガバナンスを見直す論議が必要かもしれません。

同時に、行政を監視する組織を考えることもあり得るのですが、行政を監視するのは他の分野でも重要になっており、例えば総務省の行政評価局、あるいは行政管理局、さらには会計検査や、人事院といった機能を強化するというアプローチを考えてもいいのかもしれませんが。つまり、アジェンダ1については、幅広い方法論やアプローチで、時間をかけて議論をすればよいのではないかというのが私の意見です。

ただ、そうした組織論以上に、今、急を要するのは、私は2つ目のアジェンダだと思っ

ております。新しい技術を使って国民の表現の自由をいかに広げていくかというアプローチ、これは産業振興としてよりも、文化振興、あるいは地域振興としても考えるべきであろうと思います。この会議もネットで中継されておりますし、恐らく会場の中ではTwitterでtsudaっている方もおられるでしょう。こうした新しいメディアやネットワークをどのように整備をしていって、地域のコンテンツ力を高めていくのか。あるいは、青少年が安心してインターネットや携帯を使える環境をどのように整備していくのか。さらには、先ほど大臣おっしゃいましたように、すべての子供たちが電子教科書や、デジタルランドセルのようなものを、つまり表現手段を持って表現力や想像力を向上させていけるのか。そういった政策をどう組み立てられるのかといったことも議論できればと考えております。

以上です。

【宇賀構成員】 東京大学の宇賀と申します。

台湾で半世紀ほど国民党の政権が続いて、2000年に政権交代があって民主進歩党の政権ができて、そのときに放送・通信の自由を守るために、行政委員会が必要であるということで、2006年に台湾で最初の、そして現在唯一の全国通信委員会（KCC）という委員会ができています。今回のフォーラムの設置と、非常に符合するような気がしました。

行政委員会をつくるのがいいかどうかは、これから議論になるわけですが、行政委員会には、現在の日本でも色々なパターンがあります。一番独立性が高いのは、言うまでもなく3名の検査官からなる会計検査院で、これは憲法上、内閣から独立しています。このような内閣から独立した委員会は、憲法を改正しないとつくれないわけです。次に、人事院、これは3名の人事官からなっております行政委員会で、内閣の所轄とされています。それから、内閣府や各省にも色々な行政委員会が設置されていて、その中にも色々なパターンがあります。例えば、国家公安委員会の場合、行政委員会ですが、大臣が委員長を務めています。このように、いわゆる大臣委員会と言われるものもございまして、一口に行政委員会といいますが、その中に色々なパターンがあるので、そういったものを分析していくことがこれから必要になってくるのではないかと思います。

【黒岩構成員】 ジャーナリストの黒岩祐治です。つい先日まで、フジテレビで政治討論番組のキャスターをやっておりましたが、その実感からお話をしたいと思います。

放送法の趣旨をいかに守るかは、我々、政治討論のキャスターとしては、まさにいつも突きつけられている大きな課題でした。私は、放送・報道の自由を守る砦が必要だという

趣旨は賛同しますが、その砦を下手につくると、砦そのものが実は逆の、自由を破壊することになり得るという危険性を感じています。例えば、政治的に公平であるということは一体どういうことなのでしょう。1人の政治家に対して、視聴者の聞きたいことを聞く。公平というのはどういうことなのか。

わかりやすい例ですと、選挙になると各党の代表が一堂に会します。こういう経験がありました。なるべく公平にということで全体の討論を回したつもりですが、ある政党からクレームが来ました。極めて不公平な報道であると。何故か。うちの党の党首が喋った時間が、他の党の党首よりも短かったと。じゃあ、同じ時間を確保すればそれが公平か、同じ時間を確保して、同じことを聞くことになるならば、実は報道番組としては成立しないわけです。つまり、そういう形によって公平が担保されるものではない。テレビの実際の最前線にいる人間が、できるだけ公平にという志を忘れないようにすること以外に、これを守ることはできない。

しかも、我々にとって一番恐ろしいのは視聴者です。視聴者は、見ている間にどんどん、どんどん電話をかけてくるのです。そういう厳しいチェックに普段からさらされていることを、是非ご認識いただきたいと思います。何か特別な、新たな機関をつくれば、突然、報道の自由が確保されるといったことはあり得ないと、私は考えています。

【深尾構成員】 きょうとNPOセンターの深尾と申します。

先ほど中村先生もおっしゃいましたが、私自身も、このアジェンダの中に是非組み込んでいただきたいのが、アジェンダの中に入ってくる国際競争力も非常に重要な観点だとは思いますが、やはり地域社会の文化振興や、地域社会自体が活性化していくこと自体に、通信や放送がどう貢献していけるのかという視点も、地方分権時代というか、地方主権時代にとっては非常に重要なことだと思っています。

先ほど大臣もパラダイムの転換とおっしゃいましたが、私たちも地域社会でNPOの現場や、「市民メディア」と言われるようなメディアの現場にいますと、違う側面でパラダイムの転換を感じるがあります。それは、明らかに今まで情報の「受け手」だった人たちが、発信をする側に回っているということです。

それは、今までの放送法や今までの電波法では想定し得なかった事態だと思っています。そういったものをいかに活性化させていくかが重要です。私が京都で創設に関わったコミュニティーFMのラジオ局でも、実に100以上の番組を市民がつくって発信をしています。そういった小さなメディア、ウェブなんかでも放送が盛んに行われていますが、マイ

ノリティーの皆さんや、障がい者など、地域の中で課題を抱えて生きておられる方々が発信をする側に回っています。

そういう時代になってきているという認識の下で、「市民メディア」と言われるものや、あえて「小さなメディア」と言ってもいいかもしれませんが、そういった「大きなメディア」と「小さなメディア」がある意味で共存し合っていく、均衡し合っていくような仕組みや、小さなメディアを支えていく仕掛け、仕組みも、是非アジェンダの中に取り入れていただきたい。そのことで声なき声を上げることのできる人たちにとって、ある意味での権利保障、砦に繋がっていく。何か規制をする機関をつくるだけではなくて、市民の声を上げていける仕掛けを応援することで、そういった権利保障の砦にしていくという発想や考え方も、是非議論の中で展開をしていければと考えています。

【浜井構成員】 龍谷大学法科大学院の浜井と申します。

私は、刑事政策、特に刑事規制の効果やエビデンスに基づいた政策論が専門ですが、今、私の分野でやや問題になっているのは、いわゆるポピュリズム的な刑事政策です。マスコミが勝手にストーリーを作って事実とは異なる偏った報道をすることによって、例えば事実ではないにもかかわらず治安が悪化しているとか、あるいは厳罰化すれば犯罪が減るとか、犯罪学的に見ると何の科学的なエビデンスがないものに基づいて、マスコミが、情緒的に世論を煽ってしまい、その結果、厳罰化世論が作り出されてしまうといった現象が起きています。

こういう現象に対して、規制をかけすぎるのは問題があると思うのですが、一定レベルで何らかの対策が必要であろうと思います。マスコミが、視聴者受けの面白いストーリーではなく、事実を正確に伝えるようになるため、公平な放送を確保していくためには、何らかのチェックが必要だと思います。それについては、BPOを強化するなり、あるいはFCCをつくるなり、色々な議論があると思いますが、犯罪学をやっている立場から一つ言わせていただければ、この手の問題が、いわゆる刑事規制を強化することによって解決することはないということです。アメリカなどでこれまで色々な形でホワイトカラー犯罪についても刑事規制、つまり刑罰を強化した例はありますけれども、統計的に検証してみると、それらに何らかの抑止効果があったという科学的な報告はほとんどありません。この事実だけはおさえておいていただきたいと思います。

【楠構成員】 上智大学の楠と申します。

二つあります。専門は競争政策なので、まずは「競争」という観点からコメントさせて

いただきます。情報通信分野で何と何が競い合っているのか、という切り口から今一度法の体系を見直す必要があると考えます。報道、放送、情報通信といった分野が抱える多くの問題は、競い合いの構造の中で解決されるのではないかと思います。これはずっと議論されてきたと思うのですけれども、これまでの議論のどの部分を前提にするのかを、まず最初に明らかにすべきではないでしょうか。これが一つ。

もう一つは、先ほどBPOの話が出ましたけれども、BPOが国民の権利保障の砦になるという話なのであれば、これまでにBPOは一体何をしてきたのかを見直す必要があるのではないのでしょうか。放送倫理検証委員会で扱ったケースがいくつかあると思うのですが、そういったものを検証してみるのも一つのフォーラムの課題ではないかと考えています。

以上です。

【孫オブザーバ】 今日のテーマの中に、メインのところに国民の権利保障という言葉がありますので、国民の権利とは何かということをちょっと考えてみたのですけれども、日本国憲法が103条あるわけですが、そのうちの約3分の1、30条は基本的人権を憲法の中に定めている。細かく、詳しく、国民としての権利とは何かということを確認に示している。この憲法を制定するのに長い年月がかかったわけですが、十分カバーされていると思いますが、ただし、最近、新しいテクノロジー、新しい社会のパラダイムシフトによって、フォーカスを当てるべき新しい基本的人権のテーマがあるのではないかと思います。

どういうことかということ、すべての国民は等しく、あらゆる情報にアクセスすることのできる権利。今、放送の件がありますけれども、これまで電波というものが限られている資源として一方向に、マスメディアとして限られた放送局が多く国民に影響を与える放送を行うというテクノロジーの状況にありました。しかし、今、インターネットの進化によって、すべての国民が何らかの形で自分の意見を発信することのできる環境になりつつあります。

ただ、なりつつあるというのはどういうことかといいますと、発信したくてもできない人々が、同じ日本国民でありながらいるのではないかと。離島、過疎地に生まれた子供たちというのは、自分が発信したくても、事実上、デジタルディバイドになっている。都心にいる子供たちは、光ファイバを使って、あるいは先ほどから出ているような電子教科書、大臣もおっしゃっておられますが、そういうものを使ってスピーディーに、効率よく、詳

しく、色々なものを知ることができる、あるいは発信することができる、世界中の子供たちに発信することができる。大人もそうです。

しかし、離島に生まれたが故に、過疎地に生まれたが故に、同じ日本国民でありながら、発信したくてもブロードバンドに繋がっていない。こうなると、生まれながらにして権利を一部損なわれたことになりはしないか。そういう意味で、新しい日本人としての基本的人権の一つに、そのような議論があってもいいのではないか。

放送を守ることは私は大賛成ですが、これからの放送というのは、特定の一部の機関、会社のみが担うのではなく、すべて国民が発信できる立場になる。先ほどTwitterの話がありました、世界中の人々がつぶやいて大統領選挙の大きな波を起こすなど、そのようなことですら、無名の間人が多くの人に伝えられる場合もあるわけで、是非そのようなものを日本でもやるべきだし、例えば次の選挙で、インターネットを使ってすべての国民が会話をし合って投票できる、あるいは伝えることができる。お金をかけなくても、お金を持ってない若い政治家でも選挙に出られるという仕組みが必要ではないかと思うわけであり

【重延構成員】 テレビマンユニオンの重延でございます。

私は、恐らくクリエイティブということを含めた立場からの発言になるかと思いますが、先ほどのご発言の中で「権利」という発言がございました。先日、NHKスペシャルで放送した「日本海軍400時間の証言」という番組が、ある日本国民の姿を見せていたという思いもあります。実際には、ある決定を行う、戦争に向かうという考え方の流れの中に、実はそれでも法の中で動いているという考え方、あるいは、ある機関の中で動いていくということ、解釈と実行の面で決めていくんだなということがよく見えます。ですから、法ですべて、機関ですべてできあがるということではなくて、人間の中にはやはり解釈と実行の在り方もしっかりと見つめ合う、こういうような在り方が非常に重要であるという思いにとらわれました。

今回、「権利」という話がありましたが、やはり国民の目から見ると、「権利」だけではなく国民にも「責任」がある、しかも自律した責任がある。「権利」と「責任」が一緒でなければいけないと思うのです。権利主張だけではなくて自律した責任、この観念を国民一人一人が持てるかというレベルで、こういうアジェンダを含めた解釈をしていきたい。これが日本で世界に類例のないものをつくるという意味では非常に重要な、基本的精神構造ではないかと思わされます。

あの「海軍反省会」で素直に語られていたように思うんですけども、やはりまた再び戦争に向かうような、そういう構造ではない形をつくるということに導かれる考え方が、このアジェンダの流れの中で生まれればと思います。

それから、放送・通信の共存の中で、新しい構造ということは必要なのですが、これを一体どのぐらい革新性を持ってやるかという構えができるかどうかということです。グローバルな流れの中では、FCCという名前が時折出ますけれども、FCC自体も1970年代の大きな改革がありまして、放送事業と制作事業をはっきり分けていくということがございました。それもまた、色々な反省があって今に至っているという状態でありますし、FCC型の改革の中にも、そう単純な姿ではないけれども、ただ改革は実行したことは事実で、そういう歴史がございます。

それから、フランスでいえば1990年代でしたね、ジャック・ラングが大臣のときに非常に新しい放送に対する考え方の導入があって、実行していきました。それから、イギリスでいえば、やはりサッチャー、ブレアの時代の新しい考え方が、恐らく今のクリエイティブ産業という表現に変わってきていると思いますが、やはりある面での改革は、どのぐらいの意識を持って行うかどうか。類例のない改革というお話の中に、日本独自という感じがあるのは非常に嬉しく思っていて、そういう意味で日本独自の新しい発想ができるかどうか重要です。

それとともに、グローバルという視点は重要だと私は思います。地域も重要ですけども、グローバルから考えれば、例えばEUという形でもう一つの新しい考え方を導入したいという動きがあるのを見れば、アジアはやはりとても大事なエリアではないか。アジアという中から考えるもう一つの視点、日本の視点とともにアジアの視点も考えたいというのが私の思いでございます。

それから、第3点目ですが、クリエイティブ産業の振興という言葉がアジェンダにございます。これはもちろん重要なことと思いますが、こういう形の流れの中で、いつもインフラ中心に動いていく傾向がございます。インフラが先行して、その後、実際にはクリエイティブのコンテンツをつくるのが後になるということです。私は、インフラとコンテンツは共存して動いていくような形で考えていただきたいと思います。この両者がそろって初めて、クリエイティブな産業、クリエイティブな文化、産業と文化と一緒に共存できるという形を是非考えていただきたいです。

こういうことが、先ほど申し上げました「国民の権利」、それから「表現が自由」という

ベースになれば、それが自律した責任を持った表現となり、そのレベルで是非新しい方向に向かっていたいただければと思う次第です。

【五代構成員】 評論家の五代利矢子です。

今、BPOの話が出ましたが、私は8年2カ月にわたり、BPOの創設の時期から議論に参加してまいりまして、この3月に退任したわけですが、最初のころは、BPOといっても知っていらっしゃる方も少なく、あるいはまた、ほとんど機能していないなど、結構、色々な厳しい批判を受けてやっけてまいりました。

そのとき、私どもとしては、表現の自由を守りながら、人権、市民の権利の擁護とどのようにバランスをとっていくか。その二律背反の中で、絶えず苦渋の選択を迫られてきたというのが実情です。ですから、委員も夜になるまで議論をして、議論も多様な意見が出て、本当に真剣に討議をしてきまして、今、ようやくBPOの存在が皆様にも評価され、そして広く報道もされ、それによって放送界も質を高めるような方向に来たということで私たちとしては、これから先を大変期待しているわけです。

ただ、問題は、先ほどから幾つかお話が出ていますように、多様な放送の形態や、技術の進歩によって時々刻々と放送を取り巻く状況というのは変わっております。例えば、一度放送された番組というのは、インターネットの画面上でいつでも見ることができる。そうすると、そのものが権利侵害の問題に関わってきても、映像は永遠に残っていく。そのあたりをどう解釈したらいいか。その時々、新しい問題に直面して非常に当惑したケースがあります。

ですから、私は、BPOの強化という言葉、BPOが今回の制度設計の中でどう位置付けられるかということは、今後の議論を待つしかありませんけれども、BPOの強化とともに、BPOの手の中では拾い切れない様々な問題が、今後、かなり出てくるだろう。その辺の問題を非常に幅広く拾い上げていかなければ、今後の放送の現状には対応できないのではないかというような感想を持っております。

以上です。

【上杉構成員】 先ほど中村構成員、それから孫オブザーバのほうからも発言があったTwitterなんです、疑われているかもしれませんが、私は今、Twitterでつぶやいておりません。単にメモをしているだけです。(笑)

アジェンダについて申し上げたのですが、それについてちょっと補足というか、メディア産業の産業振興という部分に関して私見を言わせていただければ、歴史的に見て、メデ

アの産業振興等に政や官が介入してくると、萎縮して、ろくな結果がないという認識を持っております。ですから、たとえ緩やかな体制づくりであろうと、官主導のそういう体制をつくった瞬間、規制に変質していくということも考えて、このあたりは少し議題設定の部分で配慮していただければと。

同時に、これはもちろん皆さんでお話しいただくと思うんですが、とりわけ放送行政において産業振興の部分はあるのですが、半世紀以上にわたって日本の放送行政では、事実上、新規参入がありませんでした。これは断言してもいいと思うのですが、そうした歪んだ産業構造こそ現実を直視して直す。いわば、ここで体制をつくるよりも、むしろ完全な開放、自由化ということの方が、より一層、産業振興に繋がるのではないかと認識しています。

一つの例として挙げれば、先走って提案させていただきますが、是非、アジェンダの1番目でもいいのですが、日本にしかない非常に不自然な制度である記者クラブ制度を(笑)、大体笑いが起こりますが、それをまず改善していただくとか、あるいは議題にさせていただく。これこそ日本の放送行政の新しいもののスタート、砦をつくる部分で非常に必要なかなと。これは言論の砦ですが。

同時に、孫オブザーバもおっしゃったように、本当に自由に、国民の知る権利、アクセス権から考えれば、この記者クラブ制度は世界的に見ても改善しなくては、放送通信の話し合い自体、フォーラムの意味も曲がってしまうのではないかと強く認識しております。

ちょっと先走った議論ではありますが、以上、そのように思っております。

【堀構成員】 ホリプロの社長をやっております堀と申します。

私がここに呼ばれたのは、恐らく放送番組の制作の一番最前線の現場に、いわゆるディレクションや、クリエイティブの現場におり、なおかつ、そこに出演する人間をマネジメントしている者ということで呼ばれたのだと理解しております。

先ほど大臣のお話にもありましたが、何も戦争のことについては報道だけがやられたわけではなくて、私どもが日々制作をしておりますエンターテインメントのソフトに関しても、多くの国で戦争に利用されております。ですから、先ほどの大臣のお話にもございました表現の自由、それとクリエイター、表現者の権利の保障があつてこそその表現だと思っております。

また、日本の放送というのは、諸外国に比べても表現の自由度が非常に大きい。規制されるべき広告の数も、アメリカなどに比べると非常に少ない。そういう自由さの中で、こ

れだけ伸びてきて、アジア諸国からも日本のソフトは非常に進んでいるという認識を持たれて、今、アジア諸国でお手本にされていると思っています。

ただし、報道と産業振興が一つのテーマで語れるかといいますと、これはなかなか難しい。それと、通信行政とエンターテインメントソフト、コンテンツ、報道番組等と一緒に語られることも難しい。ともすれば、コンテンツが流通しないのは、放送局がコンテンツを出さないからだとか、権利者が権利の主張ばかりしてコンテンツの流通を許諾しないからだというようなことで、権利の切り下げであるとか、「日本版」フェアユースという名前で、何もかにも許諾させてしまおうという動きがあることを、我々、クリエイティブの一番末端の現場はとても心配しております。表現も、規制も、自主規制すらできなくなってしまっているのではないかとこのことを危惧しております。

今、放送を中心としたコンテンツ制作の現場は非常に疲弊をしております、産業振興という部分に関していえば、今、その余裕もないのが現実であります。その上に、権利の切り下げというお話がこの場に出るようなことがないように、これは別の話として、クリエイターたちの話をよく聞いていただく機会を設けていただければと、お願いをする次第でございます。

以上です。

【小野寺オブザーバ】 KDDIの小野寺でございます。

今まで皆さんの議論、どちらかという放送・報道の自由という方向で来られていると思うのですが、通信事業者として見たときに、通信事業者にとって一番重要なのは実は通信の秘密です。この通信の秘密については、通信の中身に対して一切タッチしてはならないという大原則で今まで来ているわけです。ところが、インターネットの世界になってきて、これを通信と見るのか、通信以外と見るのかという議論も当然あると思うのですが、フィルタリングサービスなど、メールフィルターのようなものを入れる方向にむしろなっているわけです。

これは、我々から見ますと通信の中身の問題なので、本当はやりたくない話です。ですけども、公序良俗の問題であり、青少年の保護という観点から、これを入れ始めているわけです。私は、ここは通信事業者から見たとき、本来、我々の仕事ではないのではないかと考えています。あくまでもトランスペアレントに、送り手のものをそのまま受け手にお送りするのが我々の仕事であって、そこにフィルタリングのようなサービスを入れることは本当にいいのかと、私、疑問に思っています。

この辺の議論については、表現の自由との絡みなど、色々な絡みがあると思うのですが、通信の秘密をどう捉えるのか。これを是非皆さん、議論の俎上にあげていただかないと、我々通信事業者が本当にどうしたらいいのか悩んでいるということだけは申し上げておきたいと思います。

【孫オブザーバ】 通信の秘密にも関わりますが、先ほど私は、何人たりとも等しく知ることのできる権利ということを申し上げました。知ること、伝えることのできる権利ですけれども、あわせて、今度は守る方の権利として、個人情報を守る、プライバシーの保護、守ることが同じく基本的人権の中にあるかと思います。

個人情報保護法というものができて、それ自体、私は賛成であります。ただ、問題は、この個人情報保護法は、個人情報を何らかの事件で漏らしてしまった側の事業者を厳しく罰する法律であり、また、様々なペナルティーがあるわけです。その会社で働いている派遣社員であったり、正社員であったり、下請の会社の中には、残念ながら、たまにモラルの低い人が紛れ込んだりしているわけです。その人がその情報を盗んでいくわけですが、盗んだ側、つまり100万人、300万人の個人情報を盗んだ犯人は、実は現在の日本の法律では何ら罰せられない、罪に当たらない。情報を盗んだ、情報窃盗罪というものが日本の法律の中にまだない。

したがって、例えばフロッピーディスクに入れて盗んでいった。100円のフロッピーディスク、CD-ROMに入れて盗んでいった。そうすると、100円分だけ物理的な、100円だけ盗んだということになるわけです。本当は何十億、何百億という被害がある、クレジットカードの情報だ何だというものを盗んだ本人は、情報窃盗罪という法律がないが故に何ら罰せられない。100円だけ盗んでごめんなさい、それはフロッピーを盗みました。もし、自分でCD-ROMを自宅から持ってきて、それにコピーしたら100%無罪。

これは、やはりおかしくないか。プライバシーを保護する、守る、個人情報保護法の一環として、その精神として、盗んだ本人も罰せられることを、是非法律の中に入れることを検討いただきたいと思います。

【服部構成員】 2度目ですが、法の話と自律のことを混同しながらやっていくと大変なことになるので、その辺は濱田座長にお願いしたいのですが、例えばBPO、僕は今、そのメンバーで、色々な批判を受けたり、郷原先生から批判を受けたりしていますが、広瀬オブザーバが言った、今回、我々が出したバラエティー番組に対する意見というのは、

我々自身もすごく悩んでつくって、みんなが相当時間をかけてつくったことに対する、とてもありがたい回答だったと思います。

例えば、先日、韓国で国際会議があって、放送規制の話、あるいは放送倫理の話をしたときに、BPOという国からも全くお金をもらわずに、NHKと民放各社がお金を出し合っていてつくっている組織の意見を、何故そういう形で放送各社が従うのかという疑問が、アジア各国からの参加者からありました。従わせる権限はBPOにはないが、放送事業者とBPOとの関係の中で、要するに信頼関係の中で行われているわけで、BPOの各種委員会が出した意見、勧告がすべて履行されているかという点、完全履行はされていないので、そういう意味では全くの自律機関です。

確かに、「あるある問題」を背景にしなが、再発防止計画を法に盛り込むという、原口大臣が先ほどお話になった点を回避するために、放送業界がつくった組織なわけですが、そういう意味では自律的な部分はたくさんあるわけですが、その部分と、そうではなくて法に任せる部分をきちんと分けていかないと、今、孫オプザーバのお話にあったようなことは、決して自律だけで済む話ではないわけです。そういう意味では、議論する際に法の規律が必要なのか、あるいは、それぞれの事業者や社会に投げて、それぞれの自主的な信頼関係を律することによって解決することなのかを分けながら進めていかないと、わからなくなってしまうと思うんです。

最後に一つだけ、例えば放送番組の保存の問題や何かで、日本のテレビ局が色々ところで、確かに、みなとみらいの放送ライブラリーなど出していますが、アメリカの放送博物館のように、スピルバーグ監督など多くの人がお金を出し合っていてつくって、その中においては、著作権を主張しない。すごい数のラジオ番組やテレビ番組が保存されていて、多くの若い人たちがみんな見ているわけです。このような組織を生み出さない日本の社会において、是非、法と業界等における自律が混同しないような形でこの場で検討を進めるべきだと考えます。

【郷原構成員】 先ほど来、私の名前が出ているので、ちょっと意見を申し述べさせていただきます。

先ほど民放連の広瀬会長がおっしゃったように、確かに放送法の第3条、放送へ介入をしてはならないという規定は非常に重要だと思います。しかし、もう一つ忘れてはならないのは、その次のページに第4条の規定があるわけです。放送事業者が放送によって権利

侵害を受けた場合、自主的に調査して、その結果、真実ではない放送だとわかったら訂正放送する。この自主的な取組がきちんと機能していることが前提となって、第3条が生きてくるはずですが。ところが、下のほうに訂正放送の実績が出ていますけれども、あれだけの多数の放送が行われて、実際に訂正放送が行われているのはこれだけです。本当にチャレンジングな放送が行われていたら、きちんと調べて、その結果、訂正放送が行われるということも、この程度の数ではないはずだと思うんです。

私、決して放送に対する規制を強化すべきだという論者ではありませんし、今まで国会の場でも某テレビ局の問題を追及する発言もしましたが、それは、そういった現状を放っておいたら、逆に放送法による規制が強化される。そうならないようにするため、自主的なコンプライアンス努力を各放送事業者が行っていかなくてはいけない。そのために現状をもっと認識しようじゃないかということをお願いしたいわけです。

先ほど黒岩構成員がおっしゃったような、志を持ってきちんとやっていけるということが理想だと、私は思います。日本の放送法のシステムは非常に緩い。でも、緩いままで何とかしてもらいたいから、放送事業者にきちんとした取組をしてもらうための現状認識を、このフォーラムの中で深めていければと願っております。

以上です。

【児玉構成員】 毎日新聞の児玉といいます。

アジェンダの前半ですけれども、現状と課題という評価の問題になって、何が問題なのかを明らかにしていく過程があると思うのですが、今ある制度や仕組みは、かなり長い歴史の間でできてきたもので、その中に色々な人たちの努力も入ってきているわけです。ですから、評価に当たっては、現状の断面だけではなく、時間の軸を入れた形で、きちんとした議論をやっていただきたいということを言っておきたいと思います。

もう一つは、国民の知る権利及び報道の自由ですが、国民の権利の中には、利便性を確保してもらうことも権利だと思うのです。今まで色々な業界が縦割りでやってきたり、役所が縦割りでやってきたりして、色々な形で世の中の技術的な基盤も変わってきているわけですけれども、そういう状況の中、利用者の利便性の確保という視点でも、きちんとした議論をしていただきたいと思います。

以上です。

【丸山構成員】 読売新聞の丸山です。

今のお話とちょっと関連するので手を挙げてさせていただきましたけれども、私も時間

軸というところは同様の意見を持っています。実は、民主党が政策集に日本版FCCのことを書いたことがあって、ちょっと日本版FCC関係の話を調べてみたところ、かつて戦後すぐに、1回、独立行政委員会みたいなものが日本にできているんだけど、すぐに消えているわけです。そのときのことを、それこそインターネットなんかでしかまだ調べていませんが、どうも国会答弁なんかを聞くと、そのとき消えた理由は、行政改革、つまり無駄を省くというんですか、そういうことが表向きの理由になっているようですが、GHQがつくったものを吉田内閣がすぐに消しているというような感じだったと思います。本当の理由がよくわからない。

つまり、過去からの歴史があるわけで、アジェンダに行政による対応の現状と課題と。現状というのは、当然、過去の経緯を踏まえた現状で、課題は将来の話になると思うのですが、もう少し歴史的な過去の話から振り返って、一体どういう形で今まで進んできたのかということから振り返ってみて、それで、どうしたらいいのかという話があった方がいいと思います。現状の前に、これまでの経緯みたいなことがあってもいいのかなという気がちょっといたしましたので、発言させていただきました。

【羽石構成員】 中日新聞の羽石と申します。

大臣のブログに、真実に基づかないものとありまして、放送や報道自身で自主規制することができないことは、とても深刻な言論の自由への挑戦を招きますとありますが、これは読み方によっては、当然、公権力の介入を阻止するスキームをつくるべきということをお考えになっていると、私、思いますけれども、一方で、自主的な規制ができないようだと言権力が入ってしまうこともあり得るんだと、それを念頭に置いているのか。それはないと思いますが。

やはり私は、放送の自由は、まさに放送人が自らつかみ取るものだと思っております。これからこれについて十分に議論していくと思いますけれども、やはりアジェンダにありますように、放送事業者による自主的な取組の現状と評価、これが冒頭にありますけれども、この議論を多少時間を要してでもじっくりすべきだと、私は思っています。つまりは、先ほど申し上げましたように、放送の自由というのは放送事業者の皆さん自身でつかみ取っていくということを考えるならば、放送事業者の方々はどういう形で取り組んでいくのかをつまびらかにしていただいて、それを議題にして議論を進めていくことも一つの方法ではないかと、私は思います。

この資料の中にも過去に問題になった主な事例が、昭和60年からずっとありますけれ

ども、先ほど郷原構成員もおっしゃっていましたが、放送法の第3条と第4条を十分に守るならば、やはり放送事業者の皆様方がどうやって自らの手で放送の自由を守っていくかを、ここでつまびらかにしていただいて、それを材料にして議論することも一つの方法ではないかと私は考えておりますので、ご配慮いただければと思っております。

【孫オブザーバ】 言論の自由、報道の自由ということが当然あるわけですがけれども、ややもすると、言論の自由というのは特定のテレビ局、限られた少数のテレビ局、限られた少数のマスメディアの権利を保護することにも繋がりがねないように、国民の多くの人々が時々感じる。つまり、すべての国民が少しでも多く自由に発言できるように、言論の自由ができるようにという意味では、例えば国民の共有資産である電波、使われていない電波がまだまだたくさんあるはず。テレビ用に割り当てられている電波でも、地方によっては、枠としてはテレビ局用にはめられているけれども、テレビ局そのものが少なくて、実は使われていない電波がたくさんあって、これをさまざまな国民に開放していけば、さまざまな国民がもっと言論の自由を、言論の自由というのは1人でつぶやいてもしようがないわけで、それを伝えることができるという手段が多くの人に、一個人でも伝えることのできる手段があることがとても大切な一つの権利であろうと思うのですが、すべての国民に、使われていない有効な資源を、できるだけ有効利用する方向に考えていくことも大切なことではないかと思えます。

【宍戸構成員】 一橋大学の宍戸と申します。

お話を伺ってしまして、今回のフォーラムの表題にあります国民の権利保障についても非常に多様なものと、改めて感じた次第であります。国民といいましても、自らが表現するという局面もあれば、情報通信サービスを利用するという形での権利もあります。あるいは、放送やマスメディアの報道を受け取って、色々考えるという意味での権利もあって、国民の権利といっても非常に多様であります。

あるいは、国民の中に、ここにおいでですが、放送の事業者の方々、通信事業者の方もおられますし、それからクリエイターの方など、非常にさまざまな人の、さまざまな権利がここで問題になり、それぞれが衝突を起こすかもしれないわけです。

こうした中で、国民の権利保障の在り方を考えるといったときに、このフォーラムで、限られた1年間の中で、どこから議論していくのか。その全体像を見渡しながら、どこに一番大きな問題があって、切り込んでいくかを最初の方で少しご検討いただければと。あるいは、この場で議論していく必要があるのではないかと感じました。

以上です。

【濱田座長】 そろそろ予定をしている時間の終わりが近づいています。まだご発言いただいていない方もいらっしゃいますが、まだまだこれから議論が続きますので、ひとまずこのぐらいにさせていただいて、大臣、きっと色々言いたいことがたまっていっしょるんじゃないかと思いますが、一言お願いできますか。

【原口総務大臣】 本当にありがとうございます。

今日、正直、アジェンダを途中で、寸どめさせていただきました。と申しますのも、国民の権利とは何かということはずっと議論していただいたわけですけれども、消費者基本法は、世界消費機構の8つの権利を明定して、先ほど責務という話がありましたが、権利を保障する責務は一体誰にあるのかということを書いた法律でございます。先ほど孫社長がおっしゃっているアクセスできる権利、あるいは、自ら表出できる権利、あるいは知る権利、アドボケートされる権利、健全な環境の中で選択できる権利、あるいは先ほど申し上げましたように、教育を、しっかりとした情報通信教育を受ける権利、そういった議論をさせていただければと思います。

そして、その権利を保障する主体は一体何なのか。ここに産業振興という、いかにも付け足したような言葉を入れていますが、これはその先があって、やはり私たちは自由と人間の尊厳を保障することに挑戦をしていくわけで、深尾構成員がお話になりましたように、まさに自由と人間の尊厳を保障するためには、それぞれの人々をエンパワーしていきたい。あるいは、ヒューマンリソースに対して多くの資源を投入していきたい、ヒューマンバリエーションをもっと上げていきたい。その結果、地域のコミュニティーや、あるいは先ほど申し上げた、私のコンテキストでいうと、気体化した人々を、その間の絆をコミュニケーションという形でつないでいくという作業があるんだろうと考えております。

放送法から電波法、あるいは既存の、今ある仕組みをどう捉えるのかという議論まで、非常に幅広いご議論をいただいて大変参考になりました。

また、堀社長がお話になったところは大変大事だと考えておりまして、いかに創造性を高めていくか、いかにクリエイティブなものを守っていくか。内藤副大臣と一緒に、3年前ですか、「ロード・オブ・ザ・リング」の制作者の皆さんと、ニュージーランドで色々なお話をしました。クリエイティブシティって一体どういうところなのか。私たち、世界のクリエイティブシティを中心に研究をしていたときがありました。やはり2つ条件があると思います。それは、差別や抑圧がない。ニュージーランドは日本から行っても遠い

のですが、すべての人たちがウェルカムで抑圧がない。つまり、住みやすさ、居心地のよさが一つの大きなキーワードになっていました。

I C Tを使った教育を、なぜ私たちがこれほどやらなければいけないと言っているかという、GDPがこのまま1%ぐらいの成長でいくと、日本の財政赤字は破綻してしまいます。そして、世界の中でも少子高齢化に対応できない社会になってしまいます。

最後に、私たち新政権が目指したい社会ということで、これは色々なところでご紹介しているのですが、これは私の名刺ですが、障がいを持った方々が一枚一枚つくってくださっている名刺です。これを配ると、その施設に50円入るようになってはいますが、この間、深尾構成員のところでも、住みにくさを感じている人たち、生き辛さ、働き辛さを感じている人たちに、NPOの方々が居場所をつくることをなさっていました。

何故こんなことを言うかという、情報通信でコミュニケーションを保障することによって、様々なバリアを取ることができるだろうと考えているからであります。こちらにいらっしゃるキャリアの皆さんにもご協力いただいて、神戸にプロップ・ステーションというNPOがありまして、そこに行ってみて驚くのは、手も、足も、口もご不自由な方がカウンセリングをなさっていました。どうやってお口が不自由でカウンセリングできるかという、目の玉を動かして、それを言葉に変えておられました。

私たちは、今日、ご議論をいただいて、先ほど上杉構成員がお話になったように、ここに産業振興があるのは誠に変な話です。このアジェンダの先にあるのは、一人一人をエンパワーするということでもあります。私たちは障害者基本法についても議論しましたが、もう「障がい者」という言葉は使いたくないと思っています。とても後ろ向きな、悲しい言葉です。新政権は「チャレンジド」という言葉を使っています。これはケネディの言葉ですけれども、生まれながらにして神様から挑戦する課題をもらった人たち、あるいは生まれた後にさまざまな課題に挑戦する人たちを納税者に、チャレンジドをタックスペイヤーにというのがジョン・F・ケネディの大きな政策のアジェンダでした。

この中で議論をしていきたいのは、自由を守る砦と一緒に、一人一人の学ぶ権利や、あるいはコミュニケーションにおける権利、もっと言うと、自分の情報をコントロールできる、先ほど前BPOの五代構成員からお話がありましたけれども、自分の情報をどうやってコントロールできるのか。そういったことについても議論を深めてまいりたいと思います。

今日は、本当に素晴らしい時間をいただきまして、大変お知恵をいただきまして、心か

ら感謝を申し上げて、ご挨拶にならないですけれども、私のご挨拶にしたいと思います。
ありがとうございました。

【濱田座長】 それでは、今日、色々ご議論をいただいて、これをどうやってこれから議論していくかというのは大変難しいのですが、大臣の方から、このアジェンダ案は寸止めだという見事なお言葉がありましたが、これをもう少し煮詰めて、これから議論をしていく柱にしたいと思っておりますし、すべてがこの柱立ての中に本当に入るのかどうか若干不安ですが、入らないものは、場合によっては、大臣、また別のフォーラムをつくっていただいて、議論をいただくということもいいのかもかもしれません。

本日いただきました、様々なご意見につきましては、政務三役と私、それから座長代理の長谷部先生にご一任をいただいて、これからの議論の柱を立てさせていただく。そういうことでお任せいただいでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようにさせていただければと思います。

ただいま皆様方に事務局から資料が配付されておりますけれども、これはこのフォーラムでの議論の参考にさせていただきたいということで、郷原構成員の方から提出をいただいたものです。お持ち帰りいただければと思います。

次回、第2回の会合の日程につきましては、事務局より別途ご連絡をさせていただければと思います。

以上で、第1回の会合は終了させていただきます。大変活発なご議論いただいて、どうもありがとうございました。